

我孫子市国土強韌化地域計画
【基本計画編】
(案)

目 次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の適用期間	2
4 計画の構成	3
5 地域防災計画との違い	3
6 計画策定のプロセス	4
第2章 本市の地域特性	5
1 位置及び概況	5
2 自然環境	5
3 社会環境	5
4 我孫子市で想定される自然災害	7
第3章 基本目標	10
1 基本目標	10
2 事前に備えるべき目標	10
第4章 リスクシナリオと脆弱性評価	11
1 脆弱性評価の考え方	11
2 想定するリスク	11
3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の想定	11
4 施策分野の設定	13
5 脆弱性の分析・評価の手順	13
6 施策の体系	14
7 リスクシナリオと施策分野の相関表（マトリクス）	15
8 脆弱性の分析・評価の結果	17
第5章 リスクへの対応方針	18
1 直接死を最大限防ぐ	18
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	23
3 必要不可欠な行政機能は確保する	26
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	27
5 経済活動を機能不全に陥らせない	27
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	29
7 制御不能な二次災害を発生させない	31
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	32
第6章 計画の推進と進捗管理	34
1 施策の重点化	34
2 進捗状況の把握	36
3 計画の見直し	36
【別記】脆弱性の分析・評価	37

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード9.0の巨大な地震で、巨大津波と多数の被災者の発生等、東日本全土に及ぶ広域的な被害と影響を及ぼした。本市においても、布佐地区等の低地で液状化現象が発生し、建物、塀、電柱、道路及び地下埋設管等に大きな被害が発生した。

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、南関東地域で今後30年間にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は70%程度と推計されており、我孫子市直下でマグニチュード6.9の地震が発生した場合、最大震度6強の揺れになることが想定されている。

一方、令和元年9月の「令和元年房総半島台風（台風15号）」、令和元年10月の「令和元年東日本台風（台風19号）」等、全国で近年の気候変動に伴う大雨や突風被害が頻発している。

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行した。

また、平成26年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定した。

千葉県においても、平成29年1月に「千葉県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定するなど、強靱な国づくりに向けた取組を進めている。

このような状況を踏まえ、本市においても、国の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「我孫子市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

●国土強靱化とは

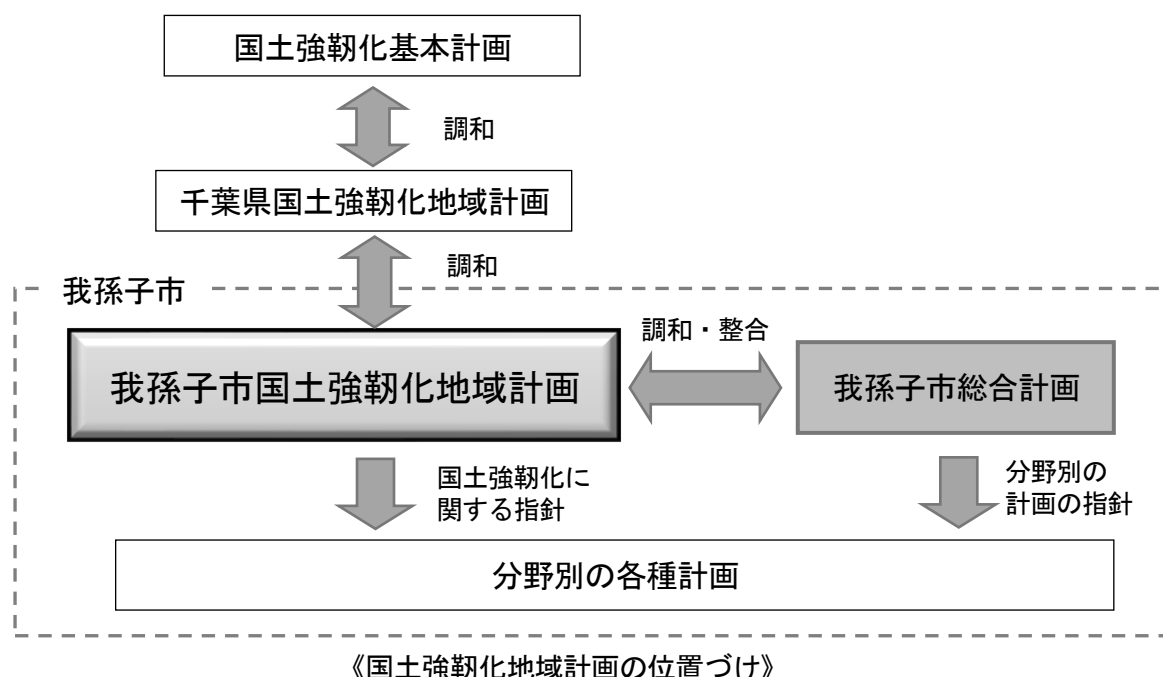
あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもの。

国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第5版）基本編
（平成30年6月） 内閣府

2 計画の位置づけ

基本法において、国基本計画は他の計画等の指針となるべきものであり、国土強靱化に関しては、他の計画等の上位計画に位置付けられる、いわゆる「アンブレラ計画」とであるとされている。

本計画においても、上位に位置する国の「国土強靱化基本計画」や「千葉県国土強靱化地域計画」と調和を図りつつ、市の基本方針である「我孫子市第三次総合計画」及び「我孫子市第四次総合計画」で示されている取組や将来像と調和及び整合を図りながら、国土強靱化に関する市の事業の指針として、取組を整理するための計画として位置づける。



【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

3 計画の適用期間

本計画は、令和2年度から令和4年度末までの3年間を計画の期間とする。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 計画の構成

本計画の構成は、「基本計画編」及び「アクションプラン編」の2編で構成する。
 主な内容は、次のとおりである。

基本計画編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の目的、位置づけ等 ・ 基本目標 ・ 想定するリスクシナリオと脆弱性評価 ・ リスクへの対応方針 ・ 計画の推進
アクションプラン編	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクシナリオに対応する施策及び事業計画

5 地域防災計画との違い

市の防災については、地震、風水害、大規模事故等の個別の災害やリスクごとに対策を整理し、「我孫子市地域防災計画（地震対策編・風水害対策編・大規模事故対策編・放射性物質事故対策編）」を策定している。

我孫子市地域防災計画は、発災前の災害予防対策から、発災時の応急対策、発災後の復旧・復興までの災害対策について取りまとめたものである。

一方、国土強靱化は、災害やリスクごとの対策をまとめるものではなく、あらゆる災害やリスクを見据えて、どのような事態が発生しようとも最悪の事態を避けるために、強靱な行政機能、地域社会を事前（平常時）につくることを目的としている。

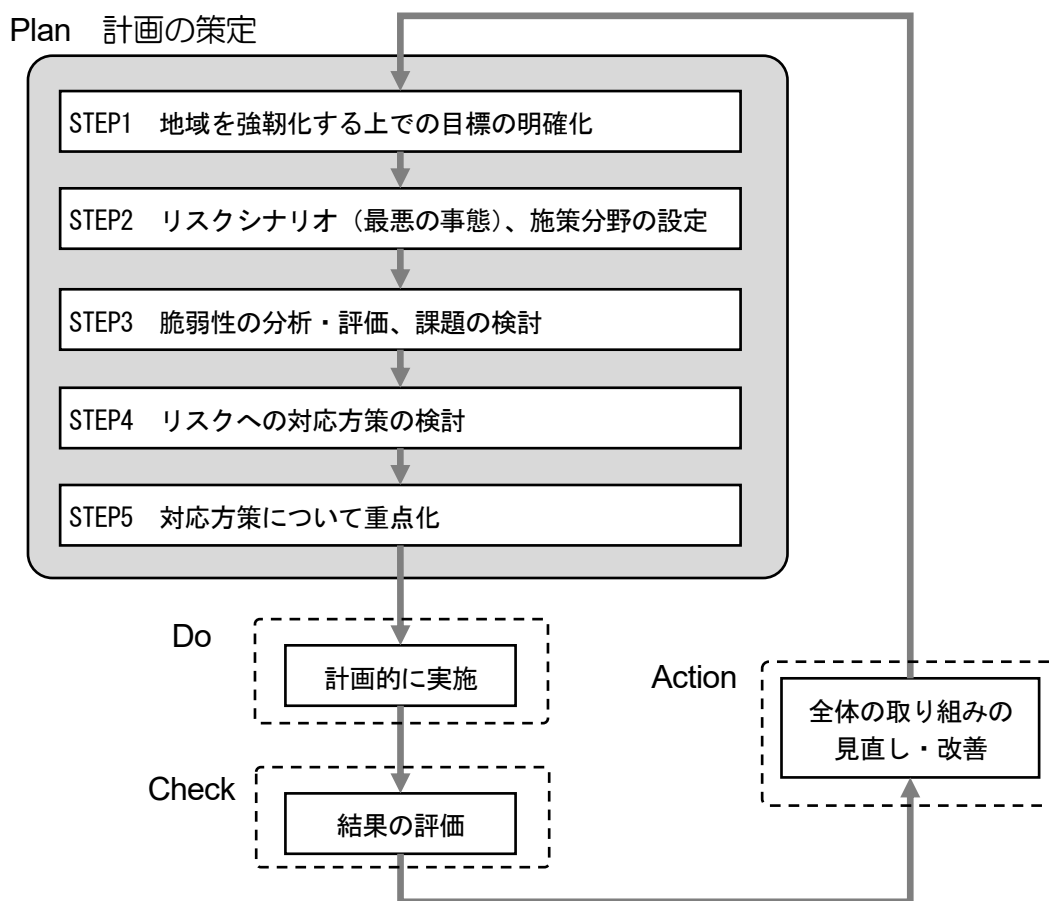
そのため、国土強靱化地域計画は、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を明らかにし、それを回避できなかった場合の影響の程度、施策の重要性、緊急度等を考慮して、対応方針の重点化を行うものである。

《国土強靱化地域計画と地域防災計画との違い》

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討のアプローチ	自然災害全般	災害の種類ごと
対象とする災害フェーズ	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
施策の設定方法	人命保護や被害最小化等を図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧・復興等の具体的対策
施策の重点化・指標	実施	—

6 計画策定のプロセス

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱地域計画ガイドライン」を参考に、次の手順により本計画を策定する。



《計画策定のプロセス》

第2章 本市の地域特性

1 位置及び概況

本市は、千葉県北西部に位置し、面積は43.15km²であり、南は手賀沼、北は利根川にはさまれた位置にある。市の北は利根川を隔てて茨城県取手市及び茨城県北相馬郡利根町と相對しており、北西及び南西は柏市、南東は印西市と接している。

東京都心からJR常磐線で約35分のところにある。

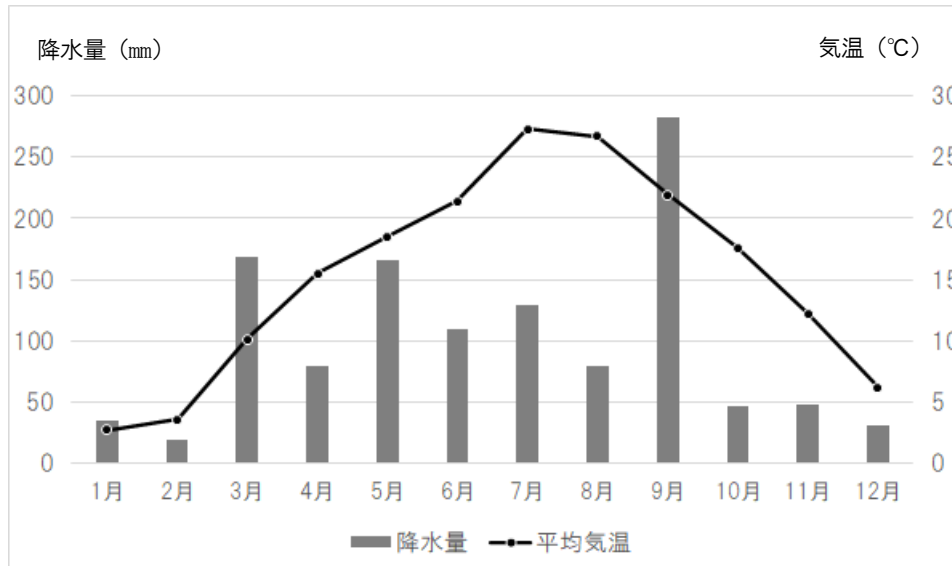
2 自然環境

(1) 地形・地質

本市は、南に手賀沼、北に利根川を配する細長い馬の背状の土地となっている。市の中心部を東西に、標高10～20mの洪積台地が形成され、その周辺に手賀沼や利根川の浸食や堆積作用により形成された標高10m以下の沖積低地が分布している。手賀沼に至る緩やかな南斜面林や利根川に面した北斜面林、その周辺に広がる水田地帯や河川敷など、肥沃な土壤に育まれた豊かな緑と水環境を擁した、自然の多いまちである。

(2) 気候

気候は、比較的温暖であり、平成30年の平均気温は15.3℃、最高気温は32.2℃、最低気温は-2.2℃、降水量は年間1,193.5mmであった。



《気温と降水量の変化（平成30年）》 出典：2018統計書

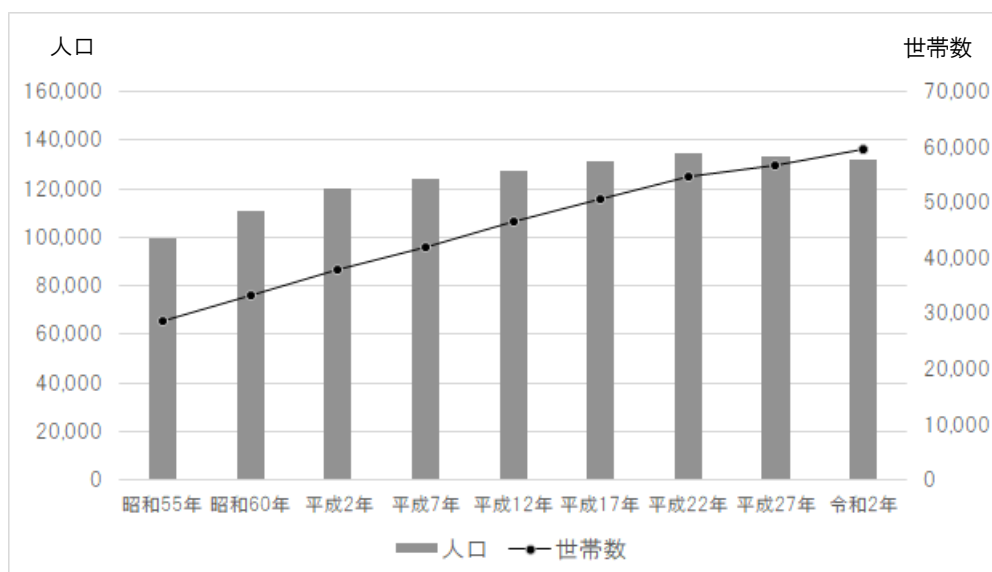
3 社会環境

(1) 人口

本市の人口は、令和2年4月1日現在、132,002人、59,643世帯で、1世帯当たりの人口は、2.2人となっている。

年齢別人口では、年少人口（14歳以下）が11.2%、生産年齢人口（15歳以上64歳以下）が

58.4%、老年人口（65歳以上）が30.4%となっている。



《人口と世帯数の変化》

出典：2018 統計書

(2) 土地利用

市内の土地利用状況は、平成30年1月1日現在、田及び畑が46.8%と最も多く、宅地は36.9%である。毎年宅地が増加し、農地や樹林地が減少している傾向にある。

利根川沿い及び手賀沼沿いの低地は水田として利用されており、斜面は樹林地として残され、台地上にも樹林地が点在している。台地上は主に宅地、畑が分布する。開析谷は農地として利用されてきたが、埋土等により人工的に改変され、住宅地として利用されているところも多い。

(3) 建物

市内の建物は、平成30年1月1日現在、木造建物が32,019棟、非木造建物は7,908棟となっており、年々非木造建物の割合が増えている。

(4) 道路

市内を国道356号が東西にのび、本市の要所を連絡している。幅員が狭く通過交通量が多いという問題点があるが、本市の重要な幹線道路となっている。

このほか、国道6号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉竜ヶ崎線等の幹線道路が存在している。現在、都市計画道路の整備が進捗しており、今後さらに各地区間の交通は良好になりつつある。

新興住宅地内の街路は幅員が広く、直線的で連絡性も良いが、旧市街地の街路は幅員が狭く、屈曲し、見通しが悪い街路が多い。スプロール、崖地等の影響により、街路の接続が悪い場所が台地縁辺部に見られる。

(5) 鉄道・バス

鉄道は、市内を南北方向に走るJR常磐線と、我孫子駅を起点に分岐し東西方向に走るJR成田線とがあり、市内に6つの駅がある。市内のほぼ全域が鉄道のサービス圏としてカバーされており、主要な駅の1日平均の乗車人数は、平成29年度では、我孫子駅が3万1千人、天王台駅1万9千人となっている。

バスは、JR常磐線の我孫子駅と天王台駅を起点に路線網が形成されている。

4 我孫子市で想定される自然災害

(1) 地震災害

我孫子市を含む南関東地域は、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの会合部にあたり、最も地震活動の活発な地域となっている。これまでに本市に被害を及ぼした地震は、安政江戸地震（1855年）、関東地震（1923年）、東日本大震災（2011年）などが挙げられる。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では、我孫子市の震度は5弱（計測震度4.8）であったが、布佐地区等の低地で液状化現象が発生し、建物、塀、電柱、道路及び地下埋設管等に大きな被害が発生した。

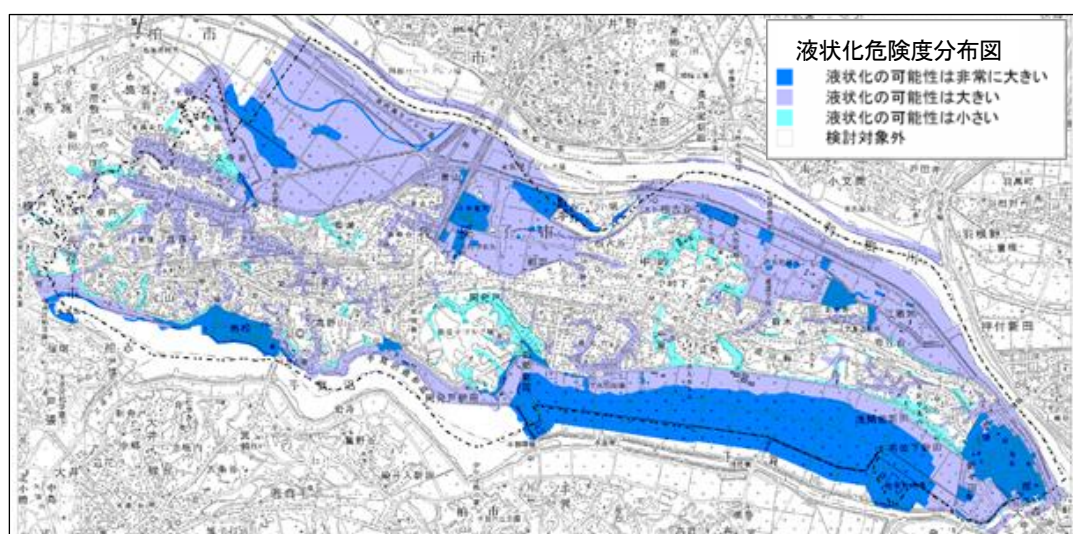
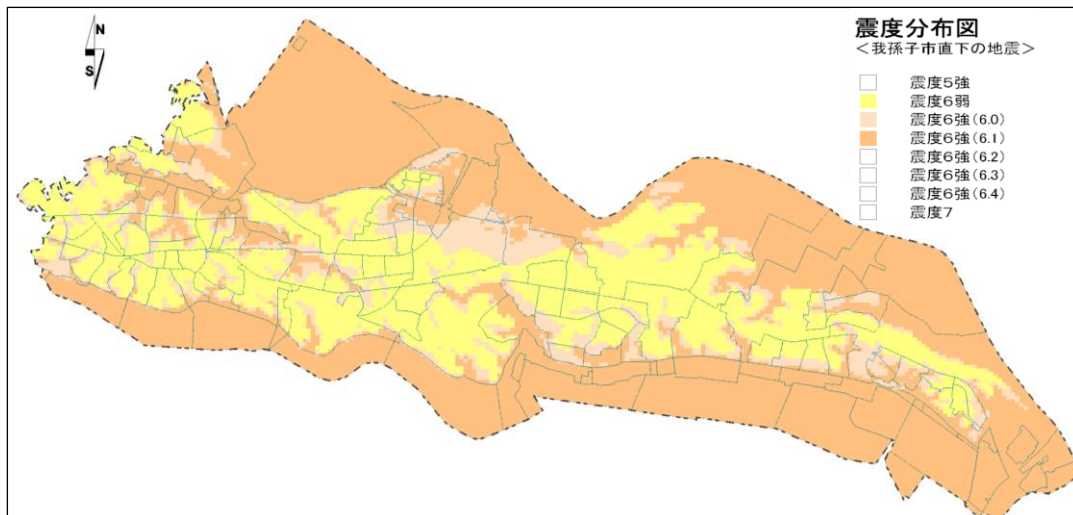
《東日本大震災での我孫子市の被害》

項目	被害の概要	
人的被害	軽傷者2名	
住家被害	全壊134棟、大規模半壊5棟、半壊96棟、一部損壊3,319棟	
ライフライン	電気	青山、青山台、岡発戸、北新田、柴崎、中峠、下ヶ戸、中里、日秀、江蔵地、古戸、南青山、新木、新木野、布佐平和台、布佐、布佐西町、新々田などで約2,800件の停電 布佐地区は3月12日に復旧、それ以外は3月12日未明までに復旧
	水道	配水管の損傷で191戸が断水、宅内漏水により1,700戸が断水 3月16日までに復旧
	下水道	概ね4kmの管路損害
道路被害	国道356号、県道2箇所が通行止め 被害の状況は、塀倒壊77箇所、液状化45箇所、損傷157箇所、電柱・信号柱倒壊等18箇所、マンホール隆起15箇所等 国道は3月25日、県道は4月14日に復旧、その他市内各所は3月18日までに復旧	
公園	14箇所施設等に被害	
鉄道	JR常磐線、成田線とも運転見合わせ、成田線は3月21日に復旧	

我孫子市地域防災計画では、我孫子市直下の地震（マグニチュード6.9）を前提とし、地震動・液状化及び被害を次のように想定している。

《我孫子市直下の地震の被害想定》

想定項目	想定する被害の概要
震度、液状化	<ul style="list-style-type: none"> 低地で震度6強、台地で震度6弱の揺れとなる。 低地で液状化現象が発生する。
被害	<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準の古い建物を中心に全・半壊の被害、ブロック塀等の倒壊が発生する。 液状化によって道路の陥没、砂や地下水の噴出、建物の沈下、地下埋設管の被害が発生する。 住宅の密集地で火災が発生した場合は、延焼が拡大する。
機能障害	<ul style="list-style-type: none"> 停電、断水、ガスの供給停止、電話の不通等の機能障害が発生する。
人的被害	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊建物等により死者、負傷者や、倒壊家屋等に閉じ込められた要救出者が発生する。 避難者は人口の20%を見込む。



《震度・液状化危険度分布》

(2) 風水害

我孫子市は、北側を利根川、南側を手賀沼にはさまれた地形であることから、過去において何度となく大水害に見舞われている。近年においては、河川及び排水路の末端、排水未整備地域において台風や集中豪雨等により、内水による水害が発生している。昭和56年の台風24号では、床上浸水264世帯、床下浸水554世帯が被害を受け、災害救助法の適用を受けた。

また、利根川や手賀沼の増水による二次的内水被害の発生も本市の特徴である。

《風水害の履歴》

発生年月日	原因	被害
1981年10月22日	台風24号	床上浸水264世帯、床下浸水554世帯、災害救助法が適用
1991年9月19日	台風18号	床上・床下浸水85件
2003年8月5日	豪雨	床上浸水30戸、床下浸水82戸、道路冠水29箇所
2007年6月10日	集中豪雨	床上浸水17件、床下浸水67件、土砂流出3件
2008年8月30日	集中豪雨	床上浸水28件、床下浸水145件
2013年(平成25年) 10月15日～16日	台風26号	床上浸水101件、床下浸水309件

市は、利根川、手賀川及び手賀沼が大雨によって増水し、堤防が決壊した場合を想定して「あびこハザードマップ」を作成している。このマップは、利根川流域及び手賀川・手賀沼流域で想定最大規模の雨が降った場合を想定し、水防法に基づき国土交通省及び千葉県が作成した浸水想定区域図より作成したものである。この浸水想定区域を外水氾濫の想定とする。

一方、「あびこハザードマップ」には、浸水実績を活用した内水浸水想定区域図に基づく内水（浸水）ハザードマップを掲載している。この範囲を短時間に集中する豪雨により中小河川や排水路があふれる内水氾濫の想定とする。

(3) その他の災害

その他の災害として、「富士山火山防災マップ」（内閣府）に基づく富士山の降灰、浅間山の降灰、局地的な竜巻等が想定される。

第3章 基本目標

1 基本目標

国土強靱化地域計画は、基本法第14条で、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならぬ」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定に当たっては、国基本計画及び県地域計画との整合をとり、次の4つの基本目標を定め強靱化を推進する。

《基本目標》

いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化
- 4 迅速な復旧復興

を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進する。

2 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し達成すべき目標として、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

《事前に備えるべき目標》

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第4章 リスクシナリオと脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国基本計画、県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められている。

本計画の策定においても、脆弱性評価を行い強靱化のための推進方針を策定する。

2 想定するリスク

国基本計画、県地域計画では、「大規模自然災害全般」を想定するリスクとしている。

本計画においても、我孫子市地域防災計画で想定している「我孫子市直下の地震」での被害及び台風等に伴う大雨、強風等による被害等の「大規模自然災害全般」を想定するリスクとする。

なお、大規模事故災害及びミサイル、テロ等の武力攻撃事態は、本計画の対象外とする。

3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の想定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。

本計画においては、国基本計画、県地域計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、本市の地域特性及び本計画が想定するリスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、35の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

《我孫子市のリスクシナリオ》

	事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	河川の氾濫による死傷者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の収容場所、水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

	事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	陸上輸送ネットワークの機能停止
		5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-6	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常湧水等による用水の供給の途絶
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響
		7-5	農地等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野の設定

3で設定したリスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策を念頭に置きつつ、市の状況に応じて施策分野を設定した。

我孫子市の基本方針を定めた「我孫子市総合計画（第三次基本計画）」では、2021年度を目標年次とする基本構想を策定し、まちの姿及び将来都市像を次のように定めている。

《まちの将来像》 ◆自然環境を文化に高めるまちへ ◆お互いを思いやる心で元気なまちへ ◆出会いと交流で活力を生むまちへ 《将来都市像》 「手賀沼のほとり心輝くまち」 ～人・鳥・文化のハーモニー～

さらに、これを実現するための分野別の基本的方策を、「環境」、「産業」、「健康福祉」、「市民活動」、「生涯学習」、「都市基盤」、「防災・防犯・危機管理」の7つの柱に沿って示している。

本計画においても、我孫子市総合計画との整合性を考慮して、次の強靱化施策分野を設定し事業を整理する。

《強靱化施策分野》

A 環境（環境、エネルギー等）
B 産業（農業、商工業等）
C 健康福祉（保健、医療、福祉、子育て等）
D 市民活動（コミュニケーション、市民参加等）
E 生涯学習（教育、文化等）
F 都市基盤（住宅、都市、交通等）
G 防災・防犯・危機管理（消防、防災、防犯、危機管理、行政機能等）

5 脆弱性の分析・評価の手順

脆弱性の分析・評価は、地域の強靱化を進める上でその前提となる、リスクシナリオに対する市の弱点を洗い出すプロセスである。

脆弱性の分析・評価は、まず、市が総合計画等で計画する施策によって、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の回避が可能であるか、縦軸に35のリスクシナリオを、横軸に7の施策分野を設けた相関表（マトリクス）を作成し、現状や課題について評価・分析を行った。

6 施策の体系

脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国や県の対応方策との関連性を考慮し、リスクシナリオを回避するため施策を次のように整理した。

《施策の体系》

施策分野 (分類)	施策
A 環境 (環境・エネルギー)	(1) 自然エネルギーの有効利用 (2) 環境モニタリングの推進
(廃棄物)	(3) 廃棄物処理施設の整備 (4) 災害廃棄物処理計画の見直し
(防疫)	(5) 消毒・害虫駆除体制の整備
B 産業 (施設)	(1) 農業用排水施設の保全・整備 (2) 農地・農業用施設等の適切な保安全管理
(産業)	(3) 民間事業者における事業継続計画(BCP)の策定促進 (4) 産業の活性化
C 健康福祉 (医療・保健)	(1) 初動医療体制の整備 (2) 予防接種の実施
(衛生)	(3) 水道の管理指導
D 市民活動 (コミュニティ)	(1) 自治会集会所の整備 (2) 地域におけるコミュニティ活動の推進
(外国人)	(3) 外国人に対する防災知識の普及・啓発
E 生涯学習	(1) 教育文化施設等の整備
F 都市基盤 (建築物)	(1) 公共建築物の耐震化 (2) 民間建築物の耐震化等 (3) 建築物の液状化対策 (4) 擁壁・ブロック塀等の安全対策 (5) 宅地の耐震化
(市街地)	(6) 災害に強い市街地の形成 (7) 緑地の確保 (8) 地籍調査の推進 (9) 道路の整備 (10) 信号機の停電対策
(治水)	(11) 水防機能の強化 (12) 雨水排水施設の整備 (13) 雨水貯留タンク・浸透施設の普及促進
(ライフライン)	(14) 水道施設の耐震化・維持管理 (15) 下水道施設の整備 (15) 下水道施設の災害対策 (16) 下水道BCPの策定 (17) 水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進

施策分野（分類）	施策
G 防災・防犯・危機管理 （地域防災活動）	(1) 自主防災活動の促進 (2) 防災訓練の実施 (3) 避難体制の整備 (4) 要配慮者利用施設の避難体制の整備 (5) 土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備 (6) 家庭内備蓄の促進
（防災教育）	(7) 地震対策の推進 (8) 防災知識の啓発 (9) 学校における防災教育
（消防力）	(10) 常備消防の強化 (11) 消防水利の整備 (12) 消防の広域連携の強化 (13) 救急・救命体制の整備 (14) 消防署等における非常用発電設備等の確保 (15) 消防団の強化 (16) 水防体制の強化
（災害予防）	(17) 火災予防対策等の推進 (18) 二次被害の防止 (19) 土砂災害防止対策等の推進 (20) 富士山噴火による降灰対策
（災害への備え）	(21) 情報伝達手段の整備 (22) 応急給水体制の整備 (23) 物資の調達・供給体制の構築 (24) 災害時の石油燃料等の確保 (25) 帰宅困難者対策の検討 (26) し尿処理体制の整備 (27) メディアに対する情報提供
（市の防災体制）	(28) 受援体制の整備 (29) 業務継続体制の確保 (30) 市の施設、職員の適正管理 (31) 防災拠点施設における非常用電源の確保 (32) 関係機関との災害対応訓練の実施
（防犯・交通安全）	(33) 治安確保体制等の整備 (34) 交通安全体制等の確保

7 リスクシナリオと施策分野の相関表（マトリクス）

リスクシナリオと施策の相関表（マトリクス）は、次のとおりである。

《リスクシナリオと施策分野の相関表》 ※表中の（数字）は、個別の施策（p14～15の表）を示す。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態)		A 環境	B 産業	C 健康福祉	D 市民活動	E 生涯学習	F 都市基盤	G 防災・防犯・危機管理
	1-1	1-2							
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生				(1)	(1)	(1)、(2)、(3)、(4)、(6)	(1)、(7)、(10)、(11)、(15)、(17)、(18)
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災					(1)	(1)、(2)	(10)、(11)、(15)、(17)
	1-3	河川の氾濫による死傷者の発生						(11)	(1)、(3)、(4)、(16)
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水		(1)				(12)、(13)	(3)、(4)、(8)、(16)
	1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態						(5)	(5)、(19)、(20)
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生				(3)			(1)、(2)、(3)、(4)、(9)、(21)
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止						(9)、(14)	(6)、(22)、(23)
	2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足							(1)、(2)、(10)、(12)、(13)、(15)、(28)
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶							(14)、(24)
	2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の収容場所、水・食料等の供給不足							(23)、(25)
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			(1)			(9)	(13)
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	(5)		(2)、(3)			(15)	(26)
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発							(33)、(34)
	3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下					(1)	(1)	(1)、(2)、(29)、(30)
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止							(2)、(21)、(31)
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態							(21)、(27)
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下		(3)、(4)				(2)	
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		(3)					(24)
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等						(2)	(17)
	5-4	陸上輸送ネットワークの機能停止						(9)、(10)	
	5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態			(3)				
	5-6	食料等の安定供給の停滞		(2)				(9)、(10)、(14)	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止	(1)						(24)、(31)
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止						(14)	(22)
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	(3)					(15)、(16)	
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態						(2)、(9)、(6)、(10)	
	6-5	異常湧水等による用水の供給の途絶						(17)	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生						(7)、(6)	(1)、(10)、(11)、(15)、(17)
	7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺						(2)、(6)	
	7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生						(1)、(15)	
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響	(2)						(17)
	7-5	農地等の荒廃による被害の拡大		(2)					
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(3)、(4)						
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態							(28)、(32)
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態				(2)、(3)		(8)	(1)、(33)

8 脆弱性の分析・評価の結果

脆弱性の分析・評価の結果は、別記のとおりである。

なお、脆弱性の分析・評価のポイントは次のとおりである。

(1) 地域特性を踏まえた対策の必要性

本市は、台地、利根川及び手賀沼沿いの低地、台地の中の浅井谷に区分され、地震の揺れ、液状化現象の発生、内水・外水氾濫の発生等、それぞれ地域的な特徴がみられる。

このような地域特性を踏まえたリスクシナリオを想定し、対策を検討する必要がある。

(2) 効果的なハード・ソフト対策の必要性

大規模自然災害に対し、施設の整備や耐震化等のハード対策のみでは不十分である。

防災知識の周知・啓発、防災訓練等による防災力の向上等、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に対策を推進する必要がある。

(3) 代替性・冗長性等の確保の必要性

いかなる災害が発生しても社会・経済が機能不全に陥らず、速やかに復旧・復興が可能となるように、バックアップの施設、システム等の整備により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

(4) 国、県、地域住民、民間事業者等との連携の必要性

国土強靱化にかかる施策を効果的に実施するために、市のみならず、国、県等の関係機関と地域住民、民間事業者等との間で十分に連携を図ることが必要である。

第5章 リスクへの対応方針

脆弱性評価・分析及び6つの重要な課題を踏まえ、リスクシナリオを回避し、4つの基本目標を達成するため、次の対応方針により国土強靱化に取り組むものとする。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

●自治会集会所の整備

災害時の活動拠点としての機能を確保するため、自治会集会所について施設の整備、適切な維持管理を実施する。

●教育文化施設等の整備

教育文化施設等は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用されるため、計画的に老朽化した施設の改善工事や修繕を実施する。

●公共建築物の耐震化

市の公共施設はすべて耐震化されている。今後は、施設の機能保全を図るために、「我孫子市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化にむけて必要な修繕工事を行い、適切な維持管理を実施する。

●民間建築物の耐震化等

「我孫子市耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び特定建築物の耐震目標を95%と定め、耐震化を促進するための支援を実施する。

また、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家の対策を実施する。

●建築物の液状化対策

地震発生時の液状化現象による建築物の損壊を防止するため、建築確認審査及び検査の機会をとらえ、安全性を確保する。

●擁壁・ブロック塀等の安全対策

擁壁・ブロック塀等の倒壊を防止するため、建築物の確認申請等の機会をとらえ、適合性を確認するとともに、広報紙、ホームページ等を活用し知識の普及・啓発を実施する。

●災害に強い市街地の形成

災害により延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、土地区画整理事業等の整備手法、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する。

●自主防災活動の促進

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支

援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助、共助を促す取組を実施する。

●地震対策の推進

近年の大規模地震の被害、県による地震被害想定調査の結果等を踏まえ、地震による被害軽減施策を進めるとともに、市民の防災意識の向上を図るため、あびこハザードマップを配布し、地域の災害リスクを分かりやすく市民に周知する。

●常備消防の強化

大規模火災の発生、市街地の拡大、人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応できるよう消防力を強化する。

●消防水利の整備

消防水利を引き続き整備するとともに、既存の水利の機能を確保するために維持管理を実施する。

●消防団の強化

地域の災害対策の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、強化を図る。

●火災予防対策等の推進

火災の防止、延焼防止等を図るため、住宅への感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置、さらには、火災予防の普及について啓発する。

また、防火対象施設に対しては、検査、指導等を行い、火災の予防を推進する。

●二次被害の防止

余震等による家屋倒壊等の二次被害の発生を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の養成や資器材等の整備を進める。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

●教育文化施設等の整備【再掲】

教育文化施設等は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用されるため、計画的に老朽化した施設の改善工事や修繕を実施する。

●公共建築物の耐震化【再掲】

市の公共施設はすべて耐震化されている。今後は、施設の機能保全を図るために、「我孫子市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化にむけて必要な修繕工事を行い、適切な維持管理を実施する。

●民間建築物の耐震化等【再掲】

「我孫子市耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び特定建築物の耐震目標を95%と定め、耐震化を促進するための支援を実施する。

また、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家の対策を

実施する。

●常備消防の強化【再掲】

大規模火災の発生、市街地の拡大、人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応できるよう消防力を強化する。

●消防水利の整備【再掲】

消防水利を引き続き整備するとともに、既存の水利の機能を確保するために維持管理を実施する。

●消防団の強化【再掲】

地域の災害対策の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、強化を図る。

●火災予防対策等の推進【再掲】

火災の防止、延焼防止等を図るため、住宅への感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置、さらには、火災予防の普及について啓発する。

また、防火対象施設に対しては、検査、指導等を行い、火災の予防を推進する。

1-3 河川の氾濫による死傷者の発生

●水防機能の強化

河川の氾濫を防ぐため、利根川の重要水防箇所の強化、手賀沼の堤防、排水機場等の運用調整等の取り組みを国・県と連携して実施する。

●自主防災活動の促進【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助、共助を促す取組を実施する。

●避難体制の整備

大雨時の安全な避難ができるよう市民の防災知識の普及啓発、地域による避難体制、確実性の高い情報伝達手段を構築する。

特に、避難行動要支援者の安全を確保するために、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、支援体制を構築する。

●要配慮者利用施設の避難体制の整備

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制について、施設の管理者・事業者等が避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう支援する。

●水防体制の強化

大雨時に水防活動の中心となる水防団（消防団）が的確な活動を行えるよう、水防訓練等により技術、知識を高める。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

●農業用排水施設の保全・整備

集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消するため、農地の被害を未然に防ぐことや排水機能の確保の観点から農業用排水施設等の整備・補強を実施する。

●雨水排水施設の整備

市街地での浸水被害を軽減するため、引き続き、幹線排水路、ポンプ場等の雨水排水施設、調整池等の雨水流出抑制施設の整備・改修、施設の適切な維持管理を実施する。

●雨水貯留タンク・浸透施設の普及促進

雨水の流出を抑制し市街地での浸水被害の軽減を図るため、住宅などの敷地内における雨水貯留タンク、雨水浸透施設の普及促進を図る。

●避難体制の整備【再掲】

大雨時の安全な避難ができるよう市民の防災知識の普及啓発、地域による避難体制、確実性の高い情報伝達手段を構築する。

特に、避難行動要支援者の安全を確保するために、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、支援体制を構築する。

●要配慮者利用施設の避難体制の整備【再掲】

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制について、施設の管理者・事業者等が避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう支援する。

●防災知識の啓発

住民への防災知識の普及・啓発を図るため、あびこハザードマップについて、新たな災害の想定、指定避難場所等の指定・変更等にあわせて、掲載内容を更新し住民に配布する。

●水防体制の強化【再掲】

大雨時に水防活動の中心となる水防団（消防団）が的確な活動を行えるよう、水防訓練等により技術、知識を高める。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

●宅地の耐震化

大規模盛土造成地における滑動等の被害を軽減するため、大規模造成地の抽出、マップの公表による情報提供を行うとともに、必要な場合は防災地区の指定等を実施する。

●土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備

県により新たな土砂災害警戒区域（特別警戒区域）が指定された場合は、あびこハザードマップを更新するとともに、情報の伝達方法や避難場所に関する事項等を周知する。

●土砂災害防止対策等の推進

土砂災害の発生及び被害を最小限に抑えるため、県に対し急傾斜地崩壊対策等による防止施設の整備を要請する。

●富士山噴火による降灰対策

富士山噴火による降灰被害を軽減するため、国、県による検討を踏まえ、対応策を検討する。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

●外国人に対する防災知識の普及・啓発

市内に在住する外国人が災害時に的確な行動がとれるよう外国語での防災広報、我孫子市国際交流協会（A I R A）等の関係団体と連携した支援を実施する。

●自主防災活動の促進【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助、共助を促す取組を実施する。

●防災訓練の実施

災害時において的確な判断や行動力の向上を図るため、関係機関が参加する総合防災訓練、市民参加による避難所運営訓練、市の職員習熟訓練を実施する。

●避難体制の整備【再掲】

大雨時の安全な避難ができるよう市民の防災知識の普及啓発、地域による避難体制、確実性の高い情報伝達手段を構築する。

特に、避難行動要支援者の安全を確保するために、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、支援体制を構築する。

●要配慮者利用施設の避難体制の整備【再掲】

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制について、施設の管理者・事業者等が避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう支援する。

●学校における防災教育

災害発生時に的確な行動を行うために、各学校にて児童・生徒への防災教育、避難訓練等を実施する。

●情報伝達手段の整備

災害発生時に市から災害情報を確実に発信できるよう、防災行政無線の新設及びメール、ツイッター、フェイスブック等のSNSの導入、避難所へのwifiの設置等、あらゆる通信手段を検討し

整備する。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

●道路の整備

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図るとともに、適切な維持管理を実施する。また、「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に橋梁の維持補修を行う。

●水道施設の耐震化・維持管理

災害発生時に水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、老朽管の更新工事、施設の計画的な更新及び維持管理を実施する。

●家庭内備蓄の促進

災害時にライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、各家庭及び事業所で最低3日分（できれば7日分）の食料、生活物資等を備蓄するよう、防災広報、訓練等の機会を通じて啓発する。

●応急給水体制の整備

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう自主防災組織等との連携を図って、応急給水訓練等を行い、応急給水体制を整備する。

また、応急給水栓、災害対策用井戸、簡易防災井戸の整備、災害協力井戸の利用に関する協定の締結等により、水の確保を行う。

●物資の調達・供給体制の構築

人口の20%を被災者と想定し、災害当初3日間の1/2に当たる12万食を備蓄目標と定め、3か所の基幹備蓄倉庫、6か所の地区備蓄倉庫、19か所の小中学校備蓄倉庫に食料、資器材の備蓄を行っている。引き続き、消費期限を勘案して定期的な入れ替えを行うとともに、市内外事業所等との協定締結を行い、食料、生活物資等の確保に努める。

また、一時滞留施設に受け入れた帰宅困難者用の備蓄にも努める。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

●自主防災活動の促進【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助、共助を促す取組を実施する。

●防災訓練の実施【再掲】

災害時において的確な判断や行動力の向上を図るため、関係機関が参加する総合防災訓練、市民参加による避難所運営訓練、市の職員習熟訓練を実施する。

●常備消防の強化【再掲】

大規模火災の発生、市街地の拡大、人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応できるよう消防力を強化する。

●消防の広域連携の強化

千葉県を含む全国の消防本部との協力及び応援体制を確立するために、受援計画に基づく資器材の整備や他機関との合同訓練に参加し、協力体制を構築する。

●救急・救命体制の整備

多数の症病者発生に対応するために、救急医療機関との連携体制、救急救命士の養成、救急救命に必要な車両及び資器材の確保といった救急救命体制を整備する。

●消防団の強化【再掲】

地域の災害対策の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、強化を図る。

●受援体制の整備

警察・消防・自衛隊等の応援部隊を円滑に受け入れ、的確に被災者支援を実施するために受援計画を定める等、受援体制を構築する。

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

●消防署等における非常用発電設備等の確保

停電時においても消防活動拠点となる消防署の機能を確保するために、非常用発電設備の設置や少なくとも72時間の稼働が確保されるよう整備を実施する。

●災害時の石油燃料等の確保

災害時における緊急通行車両や医療機関に優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業協同組合との協定について運用の強化を図るとともに、LPガス等の石油燃料以外の燃料の活用についても検討する。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の収容場所、水・食料等の供給不足

●物資の調達・供給体制の構築【再掲】

人口の20%を被災者と想定し、災害当初3日間の1/2に当たる12万食を備蓄目標と定め、3か所の基幹備蓄倉庫、6か所の地区備蓄倉庫、19か所の小中学校備蓄倉庫に食料、資器材の備蓄を行っている。引き続き、消費期限を勘案して定期的な入れ替えを行うとともに、市内外事業所等との協定締結を行い、食料、生活物資等の確保に努める。

また、一時滞留施設に受け入れた帰宅困難者用の備蓄にも努める。

●帰宅困難者対策の検討

帰宅困難者対策として、大規模商業施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備、地震発生時の適切な待機や誘導等の訓練の実施を検討する。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

●初動医療体制の整備

災害時の救護活動等については、医療関係者と災害医療対策会議を開催し、協議を継続して行うとともに、医薬品等の備蓄（循環備蓄）等を行い、初動医療体制を整備する。

また、救護活動の拠点となる保健センターの機能確保を図るため、適切に維持管理を実施する。

●道路の整備【再掲】

災害時に傷病者の救急搬送、医師、医薬品等の輸送を行うため、道路の耐震化を図るとともに、適切な維持管理を実施する。

また、「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に橋梁の維持補修を行う。

●救急・救命体制の整備【再掲】

多数の症病者発生に対応するために、救急医療機関との連携体制、救急救命士の養成、救急救命に必要な車両及び資器材の確保といった救急救命体制を整備する。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

●消毒・害虫駆除体制の整備

消毒や害虫駆除等を速やかに実施するため、薬剤・資器材が確保できるよう体制を構築する。

●予防接種の実施

災害発生時に感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から小児への予防接種やインフルエンザ等の予防接種を促進する。

●水道の管理指導

災害発生時の飲料水の安全を確保し衛生的な水が利用されるよう、専用水道等の布設及び管理を適正に行い、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図る。

●下水道施設の災害対策

大規模地震による汚水処理施設の被害を最小限にするため、施設の耐震化を実施する。

また、汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、下水道のBCPの策定及び定期的な見直しを実施する。

●し尿処理体制の整備

避難所となるマンホールトイレを避難所となる学校等に55基整備している。

災害時のトイレ機能を確保するために、現在、避難所に設置されているマンホールトイレに加え、新たなマンホールトイレシステムの整備、仮設トイレの備蓄、事業者等からの仮設トイレの調達体制の整備を図る。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

●治安確保体制等の整備

自宅が被災し避難所に避難している間、居住者が少なくなった地域の治安を確保できるよう、平時から防犯活動等の体制を整備する。

●交通安全体制等の確保

復旧・復興事業等による工事車両等の交通量の増加等による、交通状況の変化に対応するために、地域の交通安全体制を確保する。

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

●教育文化施設等の整備【再掲】

学校施設等は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用されるため、計画的に老朽化した施設の改善工事や修繕を実施する。

●公共建築物の耐震化【再掲】

市の公共施設はすべて耐震化されている。今後は、施設の機能保全を図るために、「我孫子市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化にむけて必要な修繕工事を行い、適切な維持管理を実施する。

●自主防災活動の促進【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助、共助を促す取組を実施する。

●防災訓練の実施【再掲】

災害時における的確な判断や行動力の向上を図るため、関係機関が参加する総合防災訓練、市民参加による避難所運営訓練、市の職員習熟訓練を実施する。

●業務継続体制の確保

我孫子市業務継続計画（大規模地震編）については、平成26年3月に策定済であるが、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、より迅速かつ適切に業務が行えるよう、職員に対して計画の習熟を図る。

●市の施設、職員の適正管理

災害発生時に施設及び市職員の被害を軽減し、市の機能を低下させることがないように、市の施設、設備及び市職員の適正管理を図る。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

●防災訓練の実施【再掲】

災害時において的確な判断や行動力の向上を図るため、関係機関が参加する総合防災訓練、市民参加による避難所運営訓練、市の職員習熟訓練を実施する。

●情報伝達手段の整備【再掲】

災害発生時に市から災害情報を確実に発信できるよう、防災行政無線の新設及びメール、ツイッター、フェイスブック等の SNS の導入、避難所への wifi の設置等、あらゆる通信手段を検討し整備する。

●防災拠点施設における非常用電源の確保

災害発生時における防災拠点の情報通信機能を維持するため、非常用発電機の整備、太陽光パネルの設置等の非常用電源を確保する。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

●情報伝達手段の整備【再掲】

災害発生時に市から災害情報を確実に発信できるよう、防災行政無線の新設及びメール、ツイッター、フェイスブック等の SNS の導入、避難所への wifi の設置等、あらゆる通信手段を検討し整備する。

●メディアに対する情報提供

災害発生時に市から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供できるよう、担当窓口の明確化、情報提供手段の検討等を行う。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力の低下

●民間事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進

民間事業者が、災害発生時に事業を再開し継続できるように、事業継続計画（BCP）を策定できるよう支援を実施する。

●産業の活性化

災害時にも農商工業が継続的に事業を継続できるよう、平常時から事業の活性化のため支援を実施する。

●民間建築物の耐震化等【再掲】

「我孫子市耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び特定建築物の耐震目標を 95%と定め、耐震化を促進するための支援を実施する。

また、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家の対策を

実施する。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

●民間事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進【再掲】

民間事業者が、災害発生時に事業を再開し継続できるように、事業継続計画（BCP）を策定できるよう支援を実施する。

●災害時の石油燃料等の確保【再掲】

災害時における緊急通行車両や医療機関に優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業協同組合との協定について運用の強化を図るとともに、LPガス等の石油燃料以外の燃料の活用についても検討する。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

●民間建築物の耐震化等【再掲】

「我孫子市耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び特定建築物の耐震目標を95%と定め、耐震化を促進するための支援を実施する。

また、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家の対策を実施する。

●火災予防対策等の推進【再掲】

事業所からの出火、危険物の漏出等の事故を防止するため、防火対象施設に対して検査、指導等を行い、災害の予防を推進する。

5-4 陸上輸送ネットワークの機能停止

●道路の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図るとともに、適切な維持管理を実施する。

また、「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に橋梁の維持補修を行う。

●信号機の停電対策

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を進める。

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

●民間事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進【再掲】

民間事業者が、災害発生時に事業を再開し継続できるように、事業継続計画（BCP）を策定できるよう支援を実施する。

5-6 食料等の安定供給の停滞

●農地・農業用施設等の適切な保全管理

災害時の安定的な食料供給のため、食料供給生産基盤の強化と農業経営基盤の安定・強化を図るとともに、農地の雨水の貯留等の保全機能や延焼拡大防止等の潜在的機能を維持することも防

災上重要である。

そのため、農業の持つ多面的機能を守るため、農地・農業施設の整備、遊休農地や耕作放棄地の発生防止と解消、農業者への支援等を実施する。

●道路の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図るとともに、適切な維持管理を実施する。

また、「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に橋梁の維持補修を行う。

●水道施設の耐震化・維持管理【再掲】

災害発生時に水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、老朽管の更新工事、施設の計画的な更新及び維持管理を実施する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

●自然エネルギーの有効利用

非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光発電等の再生可能エネルギー等の導入を促進する。

●災害時の石油燃料等の確保【再掲】

災害時における緊急通行車両や医療機関に優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業協同組合との協定について運用の強化を図るとともに、LPガス等の石油燃料以外の燃料の活用についても検討する。

●防災拠点施設における非常用電源の確保【再掲】

災害発生時における防災拠点の情報通信機能を維持するため、非常用発電機の整備、太陽光パネルの設置等の非常用電源を確保する。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

●水道施設の耐震化・維持管理【再掲】

災害発生時に水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、老朽管の更新工事、施設の計画的な更新及び維持管理を実施する。

●応急給水体制の整備【再掲】

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう自主防災組織等との連携を図って、応急給水訓練等を行い、応急給水体制を整備する。

また、応急給水栓、災害対策用井戸、簡易防災井戸の整備、災害協力井戸の利用に関する協定の締結等により、水の確保を行う。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

●廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設は、令和5年度の運用を目指し新廃棄物処理施設の建設を計画している。その後も処理機能を確保するために施設を適正に維持管理する。

●下水道施設の整備

下水道施設について、大規模な地震発生時にも被害を最小限に止め機能を維持するため、「我孫子市下水道総合地震対策計画」に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、下水道に直結したマンホールトイレシステムを整備する。

●下水道BCPの策定

汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、下水道のBCP策定を推進する。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

●民間建築物の耐震化等【再掲】

「我孫子市耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び特定建築物の耐震目標を95%と定め、耐震化を促進するための支援を実施する。

また、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家の対策を実施する。

●災害に強い市街地の形成【再掲】

災害により延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、土地区画整理事業等の整備手法、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する。

●道路の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図るとともに、適切な維持管理を実施する。

また、「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に橋梁の維持補修を行う。

●信号機の停電対策【再掲】

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を進める。

6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶

●水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進

現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

千葉県は、地形的及び地理的に水資源に恵まれないことから、水源の約3分の2を利根川水系に依存しており、安定した水資源に加え、雨水や再生水等を有効利用する取り組みを進める。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

●災害に強い市街地の形成【再掲】

災害により延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、土地区画整理事業等の整備手法、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する。

●緑地の確保

「我孫子市緑の基本計画」に基づき、緑の確保目標量 1,600ha、指定緑地の面積 40ha、都市公園の面積 158ha を目指し、樹林地の保全、都市公園の確保・整備といった緑づくりを推進する。

●自主防災活動の促進【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助、共助を促す取組を実施する。

●常備消防の強化【再掲】

大規模火災の発生、市街地の拡大、人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応できるよう消防力を強化する。

●消防水利の整備【再掲】

消防水利を引き続き整備するとともに、既存の水利の機能を確保するために維持管理を実施する。

●消防団の強化【再掲】

地域の災害対策の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、強化を図る。

●火災予防対策等の推進【再掲】

火災の防止、延焼防止等を図るため、住宅への感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置、さらには、火災予防の普及について啓発する。

また、防火対象施設に対しては、検査、指導等を行い、火災の予防を推進する。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

●民間建築物の耐震化等【再掲】

「我孫子市耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び特定建築物の耐震目標を 95%と定め、耐震化を促進するための支援を実施する。

また、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家の対策を実施する。

●災害に強い市街地の形成【再掲】

災害により延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、土地区画整理事業等の整備手法、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する必要がある。

7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

●公共建築物の耐震化【再掲】

市の公共施設はすべて耐震化されている。今後は、施設の機能保全を図るために、「我孫子市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化にむけて必要な修繕工事を行い、適切な維持管理を実施する。

●下水道施設の整備【再掲】

下水道施設について、大規模な地震発生時にも被害を最小限に止め機能を維持するため、「我孫子市下水道総合地震対策計画」に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、下水道に直結したマンホールトイレシステムを整備する。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

●環境モニタリングの推進

危険物施設等の災害による有害物質の流出・拡散に対する安全を確保するため、平常時からモニタリング体制を構築する。

●火災予防対策等の推進【再掲】

火災の防止、延焼防止等を図るため、住宅への感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置、さらには、火災予防の普及について啓発する。

また、防火対象施設に対しては、検査、指導等を行い、火災の予防を推進する。

7-5 農地等の荒廃による被害の拡大

●農地・農業用施設等の適切な保全管理【再掲】

農地の持つ雨水の貯留等の保全機能や延焼拡大防止等の潜在的機能を維持するため、農地・農業施設の整備、遊休農地や耕作放棄地の発生防止と解消、農業者への支援等を実施する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●廃棄物処理施設の整備【再掲】

廃棄物処理施設は、令和5年度の運用を目指し新廃棄物処理施設の建設を計画している。その後も処理機能を確保するために施設を適正に維持管理する。

●災害廃棄物処理計画の見直し

大規模災害による大量の災害廃棄物の発生に対し、令和2年3月に策定した「我孫子市災害廃

「棄物処理計画」に基づき、今後は、計画の実行性の確保に向けて、継続的に見直しを図る。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●受援体制の整備【再掲】

自治体の技術系職員や国から派遣されるTEC-FORCE等を円滑に受け入れるために受援計画を定める等、受援体制を構築する必要がある。

●関係機関との災害対応訓練の実施

災害時において、被害状況の把握や応急措置などを、迅速かつ的確に対応できるよう、建設業協会等の関係機関と共に災害対応訓練を実施し、連携強化を図る必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●地域におけるコミュニティ活動の推進

災害発生時の避難、避難所生活、仮設住宅での生活等において、地域コミュニティが主体となって活動ができるよう、地域コミュニティ活性化基本方針に基づき、それぞれの地域にあったコミュニティづくりを進める。

●外国人に対する防災知識の普及・啓発【再掲】

市内に在住する外国人が災害時に的確な行動がとれるよう外国語での防災広報、我孫子市国際交流協会（AIRA）等の関係団体と連携した支援を実施する。

●地籍調査の推進

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、国土調査事業十箇年計画に基づき県の支援を受けて地籍調査を実施する。

●自主防災活動の促進【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助、共助を促す取組を実施する。

●治安確保体制等の整備【再掲】

自宅が被災し避難所に避難している間、居住者が少なくなった地域の治安を確保できるよう、平時から防犯活動等の体制を整備する。

第6章 計画の推進と進捗管理

1 施策の重点化

35 のリスクシナリオについて、大規模自然災害のリスクの大きさや緊急度、本市の総合計画等との関連性及び施策の状況を踏まえ、重点化するリスクシナリオ及び施策を選定した。

なお、各施策に該当する事業については、別冊の我孫子市国土強靱化地域計画【アクションプラン編】を参照のこと。

《重点化するリスクシナリオ及び施策》

事前に備えるべき目標	重点化するリスクシナリオ		重点化する施策
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会集会所の整備 ●教育文化施設等の整備 ●公共建築物の耐震化等 ●民間建築物の耐震化等 ●擁壁・ブロック塀等の安全対策 ●災害に強い市街地の形成 ●自主防災活動の促進 ●常備消防の強化 ●消防水利の整備 ●消防団の強化 ●火災予防対策等の推進
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	<ul style="list-style-type: none"> ●教育文化施設等の整備【再掲】 ●公共建築物の耐震化等【再掲】 ●民間建築物の耐震化等【再掲】 ●常備消防の強化【再掲】 ●消防水利の整備【再掲】 ●消防団の強化【再掲】 ●火災予防対策等の推進【再掲】
	1-3	河川の氾濫による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ●水防機能の強化 ●自主防災活動の促進【再掲】 ●避難体制の整備 ●水防体制の強化
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ●農業用排水施設の保全・整備 ●雨水排水施設の整備 ●雨水貯留タンク・浸透施設の普及促進 ●避難体制の整備【再掲】 ●水防体制の強化【再掲】
	1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態	<ul style="list-style-type: none"> ●宅地の耐震化 ●土砂災害防止対策の推進
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人に対する防災知識の普及・啓発 ●自主防災活動の促進【再掲】 ●防災訓練の実施 ●避難体制の整備【再掲】 ●学校における防災教育 ●情報伝達手段の整備
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われると	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ●道路の整備 ●水道施設の耐震化・維持管理 ●応急給水体制の整備 ●物資の調達・供給体制の構築

事前に備えるべき目標	重点化するリスクシナリオ		重点化する施策
ともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災活動の促進【再掲】 ●防災訓練の実施【再掲】 ●常備消防の強化【再掲】 ●救急・救命体制の整備 ●消防団の強化【再掲】
	2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の収容場所、水・食料等の供給不足	●物資の調達・供給体制の構築【再掲】
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ●初動医療体制の整備 ●道路の整備【再掲】 ●救急・救命体制の整備【再掲】
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ●予防接種等の実施 ●水道の管理指導 ●下水道の災害対策
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	<ul style="list-style-type: none"> ●治安確保体制等の整備 ●交通安全体制等の確保
	3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ●教育文化施設等の整備【再掲】 ●公共建築物の耐震化等【再掲】 ●自主防災活動の促進【再掲】 ●防災訓練の実施【再掲】 ●市の施設、職員の適正管理
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練の実施【再掲】 ●情報伝達手段の整備【再掲】
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	●情報伝達手段の整備【再掲】
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下	<ul style="list-style-type: none"> ●産業の活性化 ●民間建築物等の耐震化等【再掲】
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	<ul style="list-style-type: none"> ●民間建築物等の耐震化等【再掲】 ●火災予防対策等の推進【再掲】
	5-4	陸上輸送ネットワークの機能停止	●道路の整備【再掲】
	5-6	食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ●農地・農業用施設等の適切な保安全管理 ●道路の整備【再掲】 ●水道施設の耐震化・維持管理【再掲】
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	●自然エネルギーの有効利用
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> ●水道施設の耐震化・維持管理【再掲】 ●応急給水体制の整備【再掲】
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理施設の整備 ●下水道施設の整備
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ●民間建築物等の耐震化等【再掲】 ●災害に強い市街地の形成【再掲】 ●道路の整備【再掲】
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に強い市街地の形成【再掲】 ●緑地の確保 ●自主防災活動の促進【再掲】 ●常備消防の強化【再掲】 ●消防水利の整備【再掲】 ●消防団の強化【再掲】 ●火災予防対策等の推進【再掲】
	7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ●民間建築物の耐震化等【再掲】 ●災害に強い市街地の形成【再掲】

事前に備えるべき目標	重点化するリスクシナリオ		重点化する施策
	7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	●公共建築物の耐震化等【再掲】 ●下水道施設の整備【再掲】
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響	●環境モニタリングの推進 ●火災予防対策等の推進【再掲】
	7-5	農地等の荒廃による被害の拡大	●農地・農業用施設等の適切な保全管理【再掲】
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●廃棄物処理施設の整備【再掲】
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●地域におけるコミュニティ活動の推進 ●外国人に対する防災知識の普及・啓発【再掲】 ●自主防災活動の促進【再掲】 ●治安確保体制等の整備【再掲】

2 進捗状況の把握

本計画の策定後は、国土強靱化の取組を着実に推進するため、毎年度、「アクションプラン編」に記載された事業について、数値目標を用いて進捗管理を行うとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。

3 計画の見直し

本計画は、我孫子市総合計画及び実施計画の改定の見直しとあわせて、継続的に計画内容の改定を行う。

また、国土強靱化に関係する他計画等の指針となるべきものであることから、我孫子市地域防災計画等の国土強靱化に関する他の計画等の改定の際には、本計画との整合を図るものとする。

【別記】脆弱性の分析・評価

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

●自治会集会所の整備

災害時の活動拠点としての機能を確保するため、多くの住民が集まる自治会集会所は、耐震性を確保するとともに、地域の活動拠点としての機能を確保するため、新たな施設の整備、補修等の機能維持を実施する必要がある。

●教育文化施設等の整備

教育文化施設等については、耐震化率 100%を達成している。教育文化施設等は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用されるため、計画的に老朽化した施設の改善工事や修繕を実施する必要がある。

●公共建築物の耐震化

市有建築物については、耐震化率 100%（建て替え予定を除く）を達成しており、今後は、機能の保全を図るために、長寿命化にむけて必要な修繕工事を行い、維持管理を図る必要がある。

●民間建築物の耐震化等

民間建築物の耐震化率は、86.0%（平成 29 年 3 月現在）となっており、目標である 95%（平成 32 年）に達していない状況にある。そのため、さらなる耐震化の促進を図る等、住宅の安全対策を進める必要がある。

また、近年の空家増加に伴い、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家等の対策を行う必要がある。

●建築物の液状化対策

地震発生時の液状化現象による建築物の損壊を防止するため、建築物の基礎、杭等の適合性等について、建築確認審査時及び検査時に確認することで、安全を確保することが必要である。

●擁壁・ブロック塀等の安全対策

地震の揺れ、液状化による擁壁・ブロック塀等の倒壊を防止するため、建築物の確認申請等の機会をとらえ適合性を確認するとともに、広報紙やホームページ等を活用し知識を普及・啓発する必要がある。

●災害に強い市街地の形成

災害により延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、土地区画整理事業等の整備手法、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する必要がある。

●自主防災活動の促進

計 135 の自主防災組織が結成され、結成率は 71.8%（令和 2 年 4 月現在）となっている。災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助、共助を促す取組を実施する。

●地震対策の推進

地震による被害軽減施策を進めるため、地震動の予測結果、近年の大規模地震の被害等を踏まえた検討を進めるとともに、市民の防災意識の向上を図るため、市域の災害リスクを分かりやすく市民に伝える必要がある。

●常備消防の強化

大規模火災の発生、市街地の拡大、人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応するよう消防体制を構築する必要がある。

●消防水利の整備

消防水利を引き続き整備するとともに、既存の水利の機能を確保するために維持管理を行う必要がある。

●消防団の強化

地域の災害対策の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、強化を図る必要がある。

●火災予防対策等の推進

火災の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、住宅への感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する必要がある。

防火対象施設に対しては検査、指導等を行い、火災の予防を推進する必要がある。

一方、設備の整備のみならず、住民に対して、将来に向けた火災予防の普及を図ることも重要となる。

●二次被害の防止

余震等による家屋倒壊等の二次被害の発生を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の養成や資器材等の整備を進める必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

●教育文化施設等の整備【再掲】

教育文化施設等については、耐震化率 100%を達成している。教育文化施設等は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用されるため、計画的に老朽化した施設の改善工事や修繕を実施する必要がある。

●公共建築物の耐震化【再掲】

市有建築物については、耐震化率 100%（建て替え予定を除く）を達成しており、今後は、機能の保全を図るために、長寿命化にむけて必要な修繕工事を行い、維持管理を図る必要がある。

●民間建築物の耐震化等【再掲】

民間建築物の耐震化率は、86.0%（平成 29 年 3 月現在）となっており、目標である 95%（平成 32 年）に達していない状況にある。そのため、さらなる耐震化の促進を図る等、住宅の安全対策を進める必要がある。

また、近年の空家増加に伴い、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家等の対策を行う必要がある。

●常備消防の強化【再掲】

大規模火災の発生、市街地の拡大、人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応するよう消防体制を構築する必要がある。

●消防水利の整備【再掲】

消防水利を引き続き整備するとともに、既存の水利の機能を確保するために維持管理を行う必要がある。

●消防団の強化【再掲】

地域の災害対策の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、強化を図る必要がある。

●火災予防対策等の推進【再掲】

火災の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、住宅への感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する必要がある。

防火対象施設に対しては検査、指導等を行い、火災の予防を推進する必要がある。

一方、設備の整備のみならず、住民に対して、将来に向けた火災予防の普及を図ることも重要となる。

1-3 河川の氾濫による死傷者の発生

●水防機能の強化

河川の氾濫を防ぐため、利根川の重要水防箇所の強化、手賀沼の堤防、排水機場等の運用調整等の取り組みを国・県と連携して実施する必要がある。

●自主防災活動の促進【再掲】

計135の自主防災組織が結成され、結成率は71.8%（令和2年4月現在）となっている。災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助、共助を促す取組を実施する。

●避難体制の整備

大雨時に住民が避難できるように市民の防災知識の普及啓発、自主防災組織による地域の避難体制を整備する必要がある。特に、避難行動要支援者の安全を確保するために、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、支援体制を構築する必要がある。

また、市等からの避難情報等を迅速に住民等に伝達するため、確実性の高い情報伝達手段を構築する必要がある。

●要配慮者利用施設の避難体制の整備

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制について、施設の管理者・事業者等が避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう支援する必要がある。

●水防体制の強化

大雨時に水防活動の中心となる水防団（消防団）が的確な活動を行えるよう、水防訓練等により技術、知識を高める必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

●農業用排水施設の保全・整備

集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消するため、農地の被害を未然に防ぐことや排水機能の確保の観点から農業用排水施設等の整備・補強を実施する必要がある。

●雨水排水施設の整備

幹線排水路やポンプ場などの雨水排水施設、調整池等の雨水流出抑制施設の整備・改修などを重点的に行っている。近年、地球温暖化による突発的で局所的な集中豪雨等により、低地では常襲的に浸水被害の発生する地区もある。さらに、近年の気候変動による集中豪雨等の増加も懸念される。そのため、市街地での浸水被害を軽減するため、引き続き、幹線排水路、ポンプ場等の雨水排水施設、調整池等の雨水流出抑制施設の整備・改修、施設の適切な維持管理を行う必要がある。

●雨水貯留タンク・浸透施設の普及促進

雨水の流出を抑制し市街地での浸水被害の軽減を図るため、住宅などの敷地内における雨水貯留タンク、雨水浸透施設の普及促進を図る必要がある。

●避難体制の整備【再掲】

大雨時に住民が避難できるように市民の防災知識の普及啓発、自主防災組織による地域の避難体制を整備する必要がある。特に、避難行動要支援者の安全を確保するために、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、支援体制を構築する必要がある。

また、市等からの避難情報等を迅速に住民等に伝達するため、確実性の高い情報伝達手段を構築する必要がある。

●要配慮者利用施設の避難体制の整備【再掲】

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制について、施設の管理者・事業者等が避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう支援する必要がある。

●防災知識の啓発

これまでに、あびこハザードマップを作成し配布している。引き続き、新たな災害の想定、指定避難場所等の指定・変更等にあわせて、掲載内容を更新し住民に配布する必要がある。

●水防体制の強化【再掲】

大雨時に水防活動の中心となる水防団（消防団）が的確な活動を行えるよう、水防訓練等により技術、知識を高める必要がある。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

●宅地の耐震化

地震の揺れによる大規模盛土造成地における滑動等の被害を軽減する必要がある。そのため、大規模造成地の抽出、マップの公表による情報提供を行うとともに、必要な場合は防災地区の指定等を行うことが必要である。

●土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備

土砂災害については、県が行う土砂災害防止法に基づく基礎調査、土砂災害警戒区域等の指定を受けて、市が警戒避難体制の充実を図ることとなっている。

県により新たな土砂災害警戒区域（特別警戒区域）が指定された場合は、あびこハザードマップを更新するとともに、情報の伝達方法や避難場所に関する事項等を周知する必要がある。

●土砂災害防止対策等の推進

急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

●富士山噴火による降灰対策

富士山噴火による数センチ程度の降灰が想定されている。そのため、火山灰による被害を軽減する対策を検討する必要がある。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

●外国人に対する防災知識の普及・啓発

市内に在住する外国人が災害時に的確な行動がとれるよう外国語での防災広報、我孫子市国際交流協会（A I R A）等の関係団体と連携した支援を実施する必要がある。

●自主防災活動の促進【再掲】

計 135 の自主防災組織が結成され、結成率は 71.8%（令和 2 年 4 月現在）となっている。災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助、共助を促す取組を実施する。

●防災訓練の実施

災害時における的確な判断や行動力の向上を図るため、関係機関が参加する総合防災訓練、市民参加による避難所運営訓練、市の職員習熟訓練を実施する必要がある。

●避難体制の整備【再掲】

大雨時に住民が避難できるように市民の防災知識の普及啓発、自主防災組織による地域の避難体制を整備する必要がある。特に、避難行動要支援者の安全を確保するために、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、支援体制を構築する必要がある。

また、市等からの避難情報等を迅速に住民等に伝達するため、確実性の高い情報伝達手段を構築する必要がある。

●要配慮者利用施設の避難体制の整備【再掲】

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制について、施設の管理者・事業者等が避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう支援する必要がある。

●学校における防災教育

災害発生時に的確な行動を行うために、早い時期から正しい防災知識を身につける必要がある。そのため、学校教育において児童・生徒等への防災教育が必要である。

●情報伝達手段の整備

災害発生時に市から災害情報を確実に発信できるよう、防災行政無線の新設及びメール、ツイッター、フェイスブック等の SNS の導入、避難所への wifi の設置等、あらゆる通信手段を検討し整備する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

●道路の整備

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図り、かつ適切な維持管理を実施する必要がある。
また、橋梁について「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき計画的に補修、架け替え等の老朽化対策を行う必要がある。

●水道施設の耐震化・維持管理

災害発生時に水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、老朽管の更新工事、施設の計画的な更新及び維持管理を行う必要がある。

●家庭内備蓄の促進

災害時にライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、自助としての備えが重要である。そのため、防災広報、訓練等の機会を通じて、各家庭及び事業所で、最低3日分（できれば7日分）の食料、生活物資等を備蓄する必要がある。

●応急給水体制の整備

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう自主防災組織等との連携を図って、応急給水訓練等を行い、応急給水体制を整備する必要がある。
また、応急給水栓、災害対策用井戸、簡易防災井戸の整備、災害協力井戸の利用に関する協定の締結等により、水の確保を行う必要がある。

●物資の調達・供給体制の構築

人口13万5千人の20%を被災者と想定し、災害当初3日間の1/2に当たる12万食を備蓄目標と定め、市内3か所の基幹備蓄倉庫、6か所の地区備蓄倉庫、19か所の小中学校備蓄倉庫に、食料、資器材の備蓄を行っている。
今後は、消費期限を勘案して定期的な入れ替えを行うとともに、市内外事業所等との協定締結を行い、食料、生活物資等の確保に努める必要がある。
また、一時滞留施設に受け入れた帰宅困難者用の備蓄にも努める必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

●自主防災活動の促進【再掲】

計135の自主防災組織が結成され、結成率は71.8%（令和2年4月現在）となっている。災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。
また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助、共助を促す取組を実施する。

●防災訓練の実施【再掲】

災害時において的確な判断や行動力の向上を図るため、関係機関が参加する総合防災訓練、市民参加による避難所運営訓練、市の職員習熟訓練を実施する必要がある。

●常備消防の強化【再掲】

大規模火災の発生、市街地の拡大、人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応するよう消防体制を構築する必要がある。

●消防の広域連携の強化

千葉県を含む全国の消防本部との協力及び応援体制を確立するために、受援計画に基づく資器材の整備や他機関との合同訓練に参加し、協力体制を構築する必要がある。

●救急・救命体制の整備

多数の症病者発生に対応するために、救急医療機関との連携体制、救急救命士の養成、救急救命に必要な車両及び資器材の確保といった救急体制を整備する必要がある。

●消防団の強化【再掲】

地域の災害対策の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、強化を図る必要がある。

●受援体制の整備

警察・消防・自衛隊等の応援部隊を円滑に受け入れ、的確に被災者支援を実施するために受援計画を定める等、受援体制を構築する必要がある。

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

●消防署等における非常用発電設備等の確保

停電時においても消防活動拠点となる消防署の機能を確保するために、非常用発電設備の設置や少なくとも72時間の稼働が確保されるよう整備を実施する。

●災害時の石油燃料等の確保

災害時における緊急通行車両や医療機関に優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業協同組合と協定を締結している。今後は、協定の運用の強化を図るとともに、LPガス等の石油燃料以外の燃料の活用についても検討が必要である。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の収容場所、水・食料等の供給不足

●物資の調達・供給体制の構築【再掲】

人口13万5千人の20%を被災者と想定し、災害当初3日間の1/2に当たる12万食を備蓄目標と定め、市内3か所の基幹備蓄倉庫、6か所の地区備蓄倉庫、19か所の小中学校備蓄倉庫に、食料、資器材の備蓄を行っている。

今後は、消費期限を勘案して定期的な入れ替えを行うとともに、市内外事業所等との協定締結を行い、食料、生活物資等の確保に努める必要がある。

また、一時滞留施設に受け入れた帰宅困難者用の備蓄にも努める必要がある。

●帰宅困難者対策の検討

帰宅困難者対策として、駅ごとに一時滞留施設を指定し、災害発生当初に職員を派遣する体制を構築している。今後は、大規模商業施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備、地震発生時の適切な待機や誘導等の訓練の実施を検討する必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

●初動医療体制の整備

災害時の救護活動等については、平時から、医療関係者と災害医療対策会議を開催し、我孫子市災害時医療救護活動マニュアルを作成する等、初動医療体制の充実・強化を図っている。

今後も、医療関係者との協議を継続して行うとともに、医薬品等の備蓄（循環備蓄）等を行い、初動医療体制を整備する必要がある。

また、救護活動の拠点となる保健センターの耐震性、設備の機能確保を図るため、適切に維持管理を行う必要がある

●道路の整備【再掲】

災害時に傷病者の救急搬送、医師、医薬品等の輸送を行うため、道路の耐震化を図り、かつ適切な維持管理を実施する必要がある。

また、橋梁について「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき計画的に補修、架け替え等の老朽化対策を行う必要がある。

●救急・救命体制の整備【再掲】

多数の症病者発生に対応するために、救急医療機関との連携体制、救急救命士の養成、救急救命に必要な車両及び資器材の確保といった救急体制を整備する必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

●消毒・害虫駆除体制の整備

消毒や害虫駆除等を速やかに実施するため、薬剤・資器材が確保できる体制を構築しておく必要がある。

●予防接種の実施

災害発生時に感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から小児への予防接種やインフルエンザ等の予防接種を促進する必要がある。

●水道の管理指導

災害発生時の飲料水の安全を確保し衛生的な水が利用されるよう、専用水道等の布設及び管理を適正に行い、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図る必要がある。

●下水道施設の災害対策

大規模地震による汚水処理施設の被害を最小限にするため、施設の耐震化を着実に推進する必要がある。

また、汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、下水道のBCPの策定及び定期的な見直しを行う必要がある。

●し尿処理体制の整備

災害時のトイレ対策として、マンホールトイレを避難所となる学校等に55基整備している。

今後は、避難所のトイレの機能を確保するために、マンホールトイレシステムの整備、仮設トイレの備蓄、調達体制の整備を図る必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

●治安確保体制等の整備

住家が被災し避難所で生活している間、居住者が少なくなった地域の治安を確保するために、防犯活動等を強化する必要がある。

●交通安全体制等の確保

復旧・復興事業等による工事車両等の交通量の増加や、迂回路の設定などにより、交通状況が変化することが予想される。そのため、地域の交通安全体制の確保が必要となる。

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

●教育文化施設等の整備【再掲】

教育文化施設等については、耐震化率 100%を達成している。教育文化施設等は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用されるため、計画的に老朽化した施設の改善工事や修繕を実施する必要がある。

●公共建築物の耐震化【再掲】

市有建築物については、耐震化率 100%（建て替え予定を除く）を達成しており、今後は、機能の保全を図るために、長寿命化にむけて必要な修繕工事を行い、維持管理を図る必要がある。

●自主防災活動の促進【再掲】

計 135 の自主防災組織が結成され、結成率は 71.8%（令和 2 年 4 月現在）となっている。災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助、共助を促す取組を実施する。

●防災訓練の実施【再掲】

災害時において的確な判断や行動力の向上を図るため、関係機関が参加する総合防災訓練、市民参加による避難所運営訓練、市の職員習熟訓練を実施する必要がある。

●業務継続体制の確保

大規模地震等が発生した場合、市の重要な業務が中断せずに実施できるよう、また、業務が中断した場合でも、いち早く機能を再開させるため業務継続計画（BCP）を策定することが重要である。市の業務継続計画（大規模地震編）については、平成 26 年 3 月に策定済であるが、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、より迅速かつ適切に業務が行えるよう、職員に対して計画の習熟を図る必要がある。

●市の施設、職員の適正管理

災害発生時に施設及び市職員の被害を軽減し、市の機能を低下させることがないように、市の施設、設備及び市職員の適正管理を図ることが必要である。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

●防災訓練の実施【再掲】

災害時において的確な判断や行動力の向上を図るため、関係機関が参加する総合防災訓練、市民参加による避難所運営訓練、市の職員習熟訓練を実施する必要がある。

●情報伝達手段の整備【再掲】

災害発生時に市から災害情報を確実に発信できるよう、防災行政無線の新設及びメール、ツイッター、フェイスブック等の SNS の導入、避難所への wifi の設置等、あらゆる通信手段を検討し整備する必要がある。

●防災拠点施設における非常用電源の確保

災害発生時における防災拠点の情報通信機能を維持するため、非常用発電機の整備、太陽光パネルの設置等の非常用電源を確保する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

●情報伝達手段の整備【再掲】

災害発生時に市から災害情報を確実に発信できるよう、防災行政無線の新設及びメール、ツイッター、フェイスブック等の SNS の導入、避難所への wifi の設置等、あらゆる通信手段を検討し整備する必要がある。

●メディアに対する情報提供

災害発生時に市から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供できるよう、担当窓口の明確化、情報提供手段の検討等を行う必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力の低下

●民間事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進

民間事業者が、災害発生時に事業を再開し継続できるように、事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。

●産業の活性化

災害時にも農商工業が継続的に事業を継続できるよう、かつ、食料、必需品等の供給が滞らないよう、平常時から事業の活性化のため各種の支援を行う必要がある。

●民間建築物の耐震化等【再掲】

民間建築物の耐震化率は、86.0%（平成29年3月現在）となっており、目標である95%（平成32年）に達していない状況にある。そのため、さらなる耐震化の促進を図る等、住宅の安全対策を進める必要がある。

また、近年の空家増加に伴い、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家等の対策を行う必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

●民間事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進【再掲】

民間事業者が、災害発生時に事業を再開し継続できるように、事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。

●災害時の石油燃料等の確保【再掲】

災害時における緊急通行車両や医療機関に優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業協同組合と協定を締結している。今後は、協定の運用の強化を図るとともに、LPガス等の石油燃料以外の燃料の活用についても検討が必要である。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

●民間建築物の耐震化等【再掲】

民間建築物の耐震化率は、86.0%（平成29年3月現在）となっており、目標である95%（平成32年）に達していない状況にある。そのため、さらなる耐震化の促進を図る等、住宅の安全対策を進める必要がある。

また、近年の空家増加に伴い、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家等の対策を行う必要がある。

●火災予防対策等の推進【再掲】

防火対象施設への検査等を行いたく確かな指導等を行い、火災の予防を推進する必要がある。

5-4 陸上輸送ネットワークの機能停止

●道路の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図り、かつ適切な維持管理を実施する必要がある。

また、橋梁について「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき計画的に補修、架け替え等の老朽化対策を行う必要がある。

●信号機の停電対策

停電により信号機が停止し、交通混乱が発生しないよう警察等と連携して信号機の停電対策を進める必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

●民間事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進【再掲】

民間事業者が、災害発生時に事業を再開し継続できるように、事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

●農地・農業用施設等の適切な保全管理

災害時の安定的な食料供給のため、食料供給生産基盤の強化と農業経営基盤の安定・強化を図るとともに、農地の雨水の貯留等の保全機能や延焼拡大防止等の潜在的機能を維持することも防災上重要である。

そのため、農業の持つ多面的機能を守るため、農地・農業施設の整備、遊休農地や耕作放棄地の発生防止と解消、農業者への支援等を実施する必要がある。

●道路の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図り、かつ適切な維持管理を実施する必要がある。

また、橋梁について「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき計画的に補修、架け替え等の老朽化対策を行う必要がある。

●水道施設の耐震化・維持管理【再掲】

災害発生時に水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、老朽管の更新工事、施設の計画的な更新及び維持管理を行う必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

●自然エネルギーの有効利用

災害発生時に発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じる可能性がある。そのため、非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光発電等の再生可能エネルギー等の導入を促進する必要がある。

●災害時の石油燃料等の確保【再掲】

災害時における緊急通行車両や医療機関に優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業協同組合と協定を締結している。今後は、協定の運用の強化を図るとともに、LPガス等の石油燃料以外の燃料の活用についても検討が必要である。

●防災拠点施設における非常用電源の確保【再掲】

災害発生時における防災拠点の情報通信機能を維持するため、非常用発電機の整備、太陽光パネルの設置等の非常用電源を確保する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

●水道施設の耐震化・維持管理【再掲】

災害発生時に水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、老朽管の更新工事、施設の計画的な更新及び維持管理を行う必要がある。

●応急給水体制の整備【再掲】

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう自主防災組織等との連携を図って、応急給水訓練等を行い、応急給水体制を整備する必要がある。

また、応急給水栓、災害対策用井戸、簡易防災井戸の整備、災害協力井戸の利用に関する協定の締結等により、水の確保を行う必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

●廃棄物処理施設の整備

災害発生時においても一般廃棄物処理施設を適正に稼働させ、市域の衛生を維持する必要がある。現在、令和5年度の運用を目指し新廃棄物処理施設の建設を計画しているが、その後も処理機能を確保するために施設を適正に維持管理する必要がある。

●下水道施設の整備

下水道については、これまで、手賀沼流域関連公共下水道を中心に整備を進め、平成26年度末現在、全体計画面積2,334haに対して、1,279haの整備が完了し、整備率は54.8%、下水道の普及率は82.3%、水洗化率は99.4%となっている。これらの施設について、大規模な地震発生時にも被害を最小限に止め機能を維持するため、「我孫子市下水道総合地震対策計画」に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、下水道に直結したマンホールトイレシステムを整備する必要がある。

●下水道BCPの策定

汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、下水道のBCP策定を推進する。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

●民間建築物の耐震化等【再掲】

民間建築物の耐震化率は、86.0%（平成29年3月現在）となっており、目標である95%（平成32年）に達していない状況にある。そのため、さらなる耐震化の促進を図る等、住宅の安全対策を進める必要がある。

また、近年の空家増加に伴い、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家等の対策を行う必要がある。

●災害に強い市街地の形成【再掲】

災害により延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、土地区画整理事業等の整備手法、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する必要がある。

●道路の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図り、かつ適切な維持管理を実施する必要がある。

また、橋梁について「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき計画的に補修、架け替え等の老朽化対策を行う必要がある。

●信号機の停電対策【再掲】

停電により信号機が停止し、交通混乱が発生しないよう警察等と連携して信号機の停電対策を進める必要がある。

6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶

●水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進

現行の用水供給整備水準を超える湧水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

千葉県は、地形的及び地理的に水資源に恵まれないことから、水源の約3分の2を利根川水系に依存しており、安定した水資源に加え、雨水や再生水等を有効利用する必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

●災害に強い市街地の形成【再掲】

災害により延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、土地区画整理事業等の整備手法、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する必要がある。

●緑地の確保

住宅地における地震火災の延焼防止には、緑地や都市公園が重要な役割を果たす。そのため、緑の基本計画（平成26年3月）に基づき、令和3年度の目標である緑の確保目標量1,600ha、指定緑地の面積40ha、都市公園の面積158haを目指し、樹林地の保全、都市公園の確保・整備といった緑づくりを推進する必要がある。

●自主防災活動の促進【再掲】

計135の自主防災組織が結成され、結成率は71.8%（令和2年4月現在）となっている。災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助、共助を促す取組を実施する。

●常備消防の強化【再掲】

大規模火災の発生、市街地の拡大、人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応するよう消防体制を構築する必要がある。

●消防水利の整備【再掲】

消防水利を引き続き整備するとともに、既存の水利の機能を確保するために維持管理を行う必要がある。

●消防団の強化【再掲】

地域の災害対策の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、強化を図る必要がある。

●火災予防対策等の推進【再掲】

火災の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、住宅への感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する必要がある。

防火対象施設に対しては検査、指導等を行い、火災の予防を推進する必要がある。

一方、設備の整備のみならず、住民に対して、将来に向けた火災予防の普及を図ることも重要となる。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

●民間建築物の耐震化等【再掲】

民間建築物の耐震化率は、86.0%（平成29年3月現在）となっており、目標である95%（平成32年）に達していない状況にある。そのため、さらなる耐震化の促進を図る等、住宅の安全対策を進める必要がある。

また、近年の空家増加に伴い、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家等の対策を行う必要がある。

●災害に強い市街地の形成【再掲】

災害により延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、土地区画整理事業等の整備手法、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する必要がある。

7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

●公共建築物の耐震化【再掲】

市有建築物については、耐震化率 100%（建て替え予定を除く）を達成しており、今後は、機能の保全を図るために、長寿命化にむけて必要な修繕工事を行い、維持管理を図る必要がある。

●下水道施設の整備【再掲】

下水道については、これまで、手賀沼流域関連公共下水道を中心に整備を進め、平成 26 年度末現在、全体計画面積 2,334ha に対して、1,279ha の整備が完了し、整備率は 54.8%、下水道の普及率は 82.3%、水洗化率は 99.4%となっている。これらの施設について、大規模な地震発生時にも被害を最小限に止め機能を維持するため、「我孫子市下水道総合地震対策計画」に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、下水道に直結したマンホールトイレシステムを整備する必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

●環境モニタリングの推進

原子力施設の災害等により放射性物質の拡散等から安全を確保し、住民等に的確に情報を提供するためには、平常時からモニタリング体制を構築する必要がある。また、建物倒壊に伴うアスベストの曝露等も考慮する必要がある。

●火災予防対策等の推進【再掲】

地震発生時の危険物施設における火災、危険物等の流出を防止するため、防火対象施設への検査等を行い的確な指導等を行い火災の予防を推進する必要がある。

7-5 農地等の荒廃による被害の拡大

●農地・農業用施設等の適切な保全管理【再掲】

災害時の安定的な食料供給のため、食料供給生産基盤の強化と農業経営基盤の安定・強化を図るとともに、農地の雨水の貯留等の保全機能や延焼拡大防止等の潜在的機能を維持することも防災上重要である。

そのため、農業の持つ多面的機能を守るため、農地・農業施設の整備、遊休農地や耕作放棄地の発生防止と解消、農業者への支援等を実施する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●廃棄物処理施設の整備【再掲】

災害発生時においても一般廃棄物処理施設を適正に稼働させ、市域の衛生を維持する必要がある。現在、令和5年度の運用を目指し新廃棄物処理施設の建設を計画しているが、その後も処理機能を確保するために施設を適正に維持管理する必要がある。

●災害廃棄物処理計画の見直し

大規模災害では大量の災害廃棄物の発生が想定されており、市民の生活環境を保全し、地域を早期に復旧・復興させるために、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理する必要がある。市では令和2年3月に策定した「我孫子市災害廃棄物処理計画」に基づき、実効性の確保に向けて見直しを図る必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●受援体制の整備【再掲】

自治体の技術系職員や国から派遣されるTEC-FORCE等を円滑に受け入れるために受援計画を定める等、受援体制を構築する必要がある。

●関係機関との災害対応訓練の実施

災害時において、被害状況の把握や応急措置などを、迅速かつ的確に対応できるよう、建設業協会等の関係機関と共に災害対応訓練を実施し、連携強化を図る必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●地域におけるコミュニティ活動の推進

災害発生時の避難、避難所生活、仮設住宅での生活等において、地域コミュニティが主体となって活動ができるよう、平常時から地域のコミュニティ活動を推進する必要がある。

令和2年4月現在192の自治会、10の近隣センターを管理運営するまちづくり協議会があり、今後も地域コミュニティ活性化基本方針に基づき、それぞれの地域にあったコミュニティづくりを進めていく必要がある。

●外国人に対する防災知識の普及・啓発【再掲】

市内に在住する外国人が災害時に的確な行動がとれるよう外国語での防災広報、我孫子市国際交流協会(AIRA)等の関係団体と連携した支援を実施する必要がある。

●地籍調査の推進

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、国土調査事業十箇年計画に基づき県の支援を受けて地籍調査を実施する必要がある。

●自主防災活動の促進【再掲】

計135の自主防災組織が結成され、結成率は71.8%（令和2年4月現在）となっている。災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助、共助を促す取組を実施する。

●治安確保体制等の整備【再掲】

住家が被災し避難所で生活している間、居住者が少なくなった地域の治安を確保するために、防犯活動等を強化する必要がある。

我孫子市国土強靱化地域計画 【基本計画編】

令和2年8月発行

我孫子市 企画財政部 企画課

市民生活部 市民安全課

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地

電話 04-7185-1111 (代)
